



JSG ニュースレター

**営利事業が 2020 年度第 1 四半期に生じた損失について
財務諸表の会計士レビューを受けた場合、上半期の損失
を見積換算の上 2018 年度の未処分利益から減算可能と
する通達について財政部が公表予定**

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大により、一部の企業では 2020 年度第 1 四半期に損失が発生している状況にありますが、企業のコロナウイルス対策に必要となる資金留保を考慮して、財政部は解釈通達を公表する予定です。これにより、営利事業は財務諸表の会計士レビューを受けた 2020 年度第 1 四半期に生じた損失を、比率により同年度上半期の見積損失を換算の上、所得税法第 66 条の 9 第 2 項第 8 号の規定により、2018 年度の未処分利益の減算項目として計上することが可能となります。なお、その翌期に行う 2019 年度未処分利益課税の申告時に、2020 年度通期で実際に生じた利益又は損失の状況を確認しなければならないとしています。仮に 2020 年度に利益が発生した、又は 2020 年度通期に生じた損失を 2019 年度に生じた利益と相殺後、繰越欠損が発生しない等の状況下であれば、2018 年度未処分利益課税について、申告書を修正の上該当する税額を追納しなければならないとしています。

[財政部ニュースレター](#)によると、営利事業の 2018 年度未処分利益課税に係る申告作業への影響は以下のとおりです。

仮定：甲社（12 月決算）の 2018 年度に生じた未処分利益は 200 万元。

2019 年度に生じた未処分利益は 100 万元。会計士レビューを受けた 2020 年度第 1 四半期報告書の損失は 100 万元。

- 2020 年 6 月末までに 2018 年度未処分利益課税に係る申告を行う。甲社は会計士レビューを受けた 2020 年度第 1 四半期報告書の損失 100 万元を元に、2020 年度上半期の損失をその 2 倍の 200 万元と見積もることができる。これを 2018 年度に生じた未処分利益より減算することで、甲社は未処分利益課税に係る税額を 10 万元（200 万元× 5 %）少なく納税することができる。
- 2021 年 5 月に 2018 年度未処分利益の修正申告の要否を検討する。
 - 甲社が 2020 年度通期において実際は 80 万元の利益が生じた場合、実際には損失が発生しなかったため、当初少なく納税していた 10 万元の未処分利益課税税額を追納しなければならない。
 - 2020 年度通期において実際は 50 万元の損失が生じた場合、先に 2019 年度に生じた未処分利益 100 万元から減算しなければならない。これにより、2018 年度に生じた未処分利益から実際に減算できる損失が発生しないため、甲社は当初少なく納税していた 10 万元の未処分利益課税税額を追納しなければならない。
 - 2020 年度通期において実際は 150 万元の損失が生じた場合、先に 2019 年度に生じた未処分利益 100 万元から減算し、控除しきれなかった 50 万元の損失については 2018 年度に生じた未処分利益より減算することができる。よって、甲社は減算金額を 50 万元に修正し、差額の 150 万元については、7.5 万元の未処分利益課税税額を追納しなければならない。
 - 上記のケースで、2020 年度通期において実際は 150 万元の損失が生じたものの、2019 年度に未処分利益が発生しなかった場合は、当該損失 150 万元を 2018 年度に生じた未処分利益から減算することができる。従って、甲社は減算金額を 150 万元に修正し、差額の 50 万元については、2.5 万元の未処分利益課税税額を追納しなければならない。

勤業衆信の見解

財政部による今般新たに追加される減算項目は、所得税法に規定する、申告する該当年度の未処分利益から、会計士が監査証明を行った該当年度の翌期の損失を減算することができる、という規定がベースにあります。そのため、営利事業は2020年度通期の財務諸表については会計士による財務諸表監査を受けるとともに、同年度第1四半期においても会計士による財務諸表レビューを受けてはじめて適用を受けることが可能です。よって、これまで会計士に四半期レビューを委託する必要がなかった営利事業は、当該減算項目の適用を可能とするために、速やかに2020年度第1四半期財務諸表の会計士レビュー作業をご検討いただく必要がある点ご注意ください。



Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte (“DTTL”) はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド (Deloitte AP) は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京を含む100を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について、Deloitte ネットワークおよび如何なる組織体も一切責任を負わないものとします。



日商組新聞稿

財政部近日將核釋營利事業 109 年度第 1 季財務報表虧損經會計師核閱者，得換算 109 年度上半年估計虧損，列為 107 年度未分配盈餘之減除項目

因應嚴重特殊傳染性肺炎 (COVID-19) 疫情，部分企業 109 年第 1 季有發生虧損之情形，考量企業有保留資金以因應疫情之需要，財政部將發布解釋，營利事業經會計師核閱之 109 年度財務報表第 1 季虧損，得按該季期間相當半年之比例，換算 109 年度上半年估計虧損，依所得稅法第 66 條之 9 第 2 項第 8 款規定，列為計算 107 年度未分配盈餘之減除項目。又營利事業辦理 108 年度未分配盈餘申報時，應一併檢視 109 年度全年度實際盈虧情形，如 109 年度全年度結算為盈餘，或 109 年度全年度虧損沖抵 108 年度盈餘後無虧損餘額等情形，應更正補繳 107 年度未分配盈餘應加徵之營所稅。

以[財政部新聞稿釋例](#)，謹彙整對營利事業 107 年度未分配盈餘稅申報作業影響如下：

假設：甲公司 107 年度未分配盈餘 200 萬元；108 年度未分配盈餘為 100 萬元；109 年度第 1 季經會計師核閱之虧損為 100 萬元。

- 109 年 6 月底前辦理 107 年度未分配盈餘稅申報：甲公司經會計師核閱之 109 年度財務報表第 1 季虧損 100 萬元，得以二倍換算為 109 年度上半年估計虧損 200 萬元，自 107 年度未分配盈餘減除，甲公司可少繳未分配盈餘稅 10 萬元(200 萬元 x 5%)。
- 110 年 5 月應檢視是否需要更正 107 年度未分配盈餘申報：
 - 如甲公司 109 年度全年度實際結算為盈餘 80 萬元，則因無實際虧損，原少繳的 10 萬元之未分配盈餘稅應予以補繳；
 - 如 109 年度實際結算為虧損 50 萬元，則應先自 108 年度未分配盈餘 100 萬元中減除，因此 107 年度仍無實際虧損可供減除，所以甲公司原少繳的 10 萬元之未分配盈餘稅仍應予以補繳；
 - 如 109 年度實際結算為虧損 150 萬元，則自 108 年度未分配盈餘 100 萬元中減除後，尚有 50 萬元虧損可供 107 年度減除，所以甲公司應更正減除數為 50 萬元，差額的 150 萬元，應補繳未分配盈餘稅 7.5 萬元；
 - 承前，如 109 年度實際結算同樣為虧損 150 萬元，惟 108 年並無未分配盈餘，則該虧損 150 萬元均可自 107 年度未分配盈餘中減除，所以甲公司應更正減除數為 150 萬元，差額的 50 萬元，應補繳未分配盈餘稅 2.5 萬元。

勤業眾信觀點

財政部新增本減除項目源自於本法規定當年度未分配盈餘可減除經會計師查核簽證之次一年度虧損，營利事業 109 年度財務報表須經會計師簽證，且 109 年度第 1 季財務報表須經會計師核閱才能適用，因此，營利事業原無須請會計師核閱季報者，應儘速洽請簽證會計師進行 109 年度第 1 季財務報表核閱作業，始能適用此減除項目。

若有疑問或相關意見，歡迎您與我們聯繫。



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte("DTTL")並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱 "Deloitte 聯盟") 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。

